

市民参加実施予定シート

予 定
令和2年4月1日時点

担当課(企画政策課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市第4次男女共同参画プラン	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 男女共同参画の推進が図られる。
名称	流山市第4次男女共同参画プラン		〈デメリット〉 特になし。
概要	男女共同参画社会基本法第14条3項に基づき、本市の男女共同参画社会の推進に向けた、基本理念、目標、基本的課題及び施策の方向を定めた流山市第4次男女共同参画プランを策定するもの。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/> (1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/> (2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/> (3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由							
実施方法		実施予定期間		参加が期待される市民等		その他特記事項		左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由				
複数実施	■ 審議会等	平成30年7月頃から平成32年3月頃	審議会委員(公募市民)	男女共同参画審議会	男女共同参画審議会は、学識経験者や公募市民等で構成されている。そのため、専門的知見から意見を頂くことができる。審議会からの意見を踏まえ、行政で第4次男女共同参画プラン(案)を策定するが、それに対して意見を頂く方法としてパブリックコメントを実施するもの。							
	■ パブリックコメント手続	平成31年12月頃	全市民									
	□ 意見交換会											
	□ 公聴会											
	□ 政策提案制度											
	□ その他											

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成29年度		平成30年度												平成31年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月

男女共同参画審議会



12月パブリックコメント

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント手続	平成31年2月	パブコメ手続終了からプラン施行までの期間を短縮する。			